

3. たばこ対策について（資料3-1～資料3-17）

受動喫煙対策については、昨年4月に全面施行された改正健康増進法について、国民や事業者等の皆様に、分かりやすく制度を周知していくことが重要である。現場が混乱なく対応できるよう、関係業界への周知や政府広報の活用、啓発用資料の配布を含め、関係者の理解を得ながら、引き続き、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指していく。

厚生労働省としては、政省令、Q&A、「改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン（例）」を示したところであり、これらを活用しながら、引き続き円滑な運用に取り組んでいただきたい。特に、義務違反等があった場合には、直ちに罰則（過料）ということではなく、まずは助言、指導等を行っていただくなど、適切に対応していただきたい。

改正健康増進法に基づく現地確認・指導、相談対応や喫煙可能室設置施設届出書等の受付に係る業務に対する保健所の体制整備については、全面施行となった今年度より道府県の標準団体（人口170万人）当たり職員2名の地方財政措置を講じているところ。

受動喫煙対策に係る令和3年度予算（案）等においては、引き続き、各自治体の実施する喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な検査機器を整備する経費の補助を行うとともに、既存特定飲食提供施設における喫煙専用室の整備等を支援する受動喫煙防止対策助成金や自治体が行う屋外分煙施設の整備への支援、国民や施設の管理者等への受動喫煙防止に関する普及啓発等を行う。現在、受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者（労働者災害補償保険の適用を受けない事業主（一人親方等））が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について、国庫補助が行われていることについても御承知置き頂きたい。

また、昨年12月に、令和元年度「喫煙環境に関する実態調査」の結果概要を公表したところであり、一部施設については既に施行後の状況であるため、関係部署と連携して、法令を遵守した適切な対応を引き続きお願いする。